# 福井地方最低賃金審議会 会長 新宮 晋 殿

福井地方最低賃金審議会 福井県最低賃金専門部会 部会長 井花 正伸

#### 福井県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月26日、福井地方最低賃金審議会において付託された福井県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月1日発効の福井県最低賃金(時間額858円)は令和3年度の福井県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
井花 正伸	九野 光佑	江端 誠一郎
上野 祐夫	小林 一	酒井 尚之
岡﨑 英一	玉川 忠春	山埜 浩嗣

### 福井県最低賃金

- 1 適用する地域 福井県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額1 時間 931円
- 5 この最低賃金において算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

## 福井県最低賃金と生活保護との比較について

- 1 地域別最低賃金
  - (1) 件 名 福井県最低賃金
  - (2) 最低賃金額 時間額 858 円
  - (3) 発 効 日 令和3年10月1日
- 2 生活保護水準
  - (1) 比較対象者18~19歳・単身世帯者
  - (2) 対象年度 令和3年度
  - (3) 生活保護水準 生活扶助基準(第1類費+第2類費+冬季加算+期末一時扶助費) の福井県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた額(93,262円)。
- 3 生活保護に係る施策との整合性について 上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(註)と上記2の(3)に掲げ る金額とを比較すると福井県最低賃金が下回っていることは認められ なかった。

## (註)1か月換算額

858円(福井県最低賃金)×173.8(1か月平均法定労働時間数)× 0.816(可処分所得の総所得に対する比率)=121,682円